



三労発基0718第3号  
令和5年7月18日

独立行政法人労働者健康安全機構  
三重産業保健総合支援センター長 殿



三重労働局長  
(公印省略)

皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり、令和5年7月4日付け基発0704第1号をもって厚生労働省労働基準局長より通達があり、令和6年4月1日から施行される労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。）第594条の2第1項に規定する皮膚等障害化学物質等について、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」（令和4年5月31日付け基発0531第9号。）の記の第4の8（2）において、「別途示すものが含まれること」とされていたところ、今般、これが示されました。

つきましては、傘下会員事業場等に対して周知徹底等につきましてご配慮を賜りますようお願い申し上げます。